

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名：鹿児島港4号油圧ポンプ整備工事

2. 工事場所：鹿児島市本港新町4番1号

3. 工期：本工事の工期は令和7年1月17日までとする。

4. 主要部材

- ①油圧ポンプ（船舶局より支給） AH-A7V0250DGR/63R-VPB02
- ②カーブリング 140×2/4×1500L
- ③ペアリング 6315Z
- ④ペアリング 6212Z
- ⑤フレキシブル接手 10K×80A SUS304フランジ
- ⑥エルボ 10K×80A sch10 SUS304フランジ

5. 施工内容

本工事は、鹿児島港4号油圧ポンプの整備をおこなうものである。油圧ポンプについては船舶局より支給するものと取替。

現地での施工については、は星間施工を基本とするが、設備の停止による運航への影響を最小限とするよう工程に組むこと

本工事の主な施工内容は下記のとおりとする。

1. 油圧ポンプ撤去工
2. 電動機取外し工
3. 電動機取扱工（ペアリング交換）
4. 油圧ポンプ吸込み配管の製作工
5. 油圧ポンプ吸込み配管取付工
6. 油圧ポンプ取付工
7. 電動機取扱工
8. 訓練課設置工
9. その他、上記に関する諸工事

6. 鹿児島市建設工事請負契約書第33条に基づく部分使用（印押されたものを適用する）

- 無 有（範囲、時期については監督員の指示による）

7. 鹿児島市建設工事請負契約書第38条に基づく指定部分（印押されたものを適用する）

- 無 有（範囲、時期については監督員の指示による）

II. 一般事項（番号に印押したものの及び印押したものを適用する）

① 本工事は、公工事であることを十分に認識し、工事の施工に当たって必要な官公署との他への手続きは速やかに、行い、建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱及びその他関係法令を遵守し、災害及び事故の防止並びに環境の保全に努めること。

② 本工事の施工において、関係法令により資格が必要な作業については有資格者が行うこと。

③ 本工事の関連工事に從事する別契約の受注者とは、関連の工程・段取り等を事前に十分協議し、相互理解の上で施工すること。

④ 安全管理をはじめとする、その他の諸管理に十分留意して作業を行うこと。

⑤ 本工事の施工に当たっては、地場産業育成の立場に立てるべき限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ることまた、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。

⑥ 元請業者は、下請業者の施工の向上・履歴管理・労働安全管理等の措置に關し、必要な指導、助言その他の援助を行い、両者の合理的な協調の確立に努めること。

⑦ 施工工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、そのままに運搬なく（運くとも下請工事の着手前まで）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項は添付書類に変更があったときは、そのまま度量で、変更に関する事項について、作成し提出すること。

⑧ 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に連絡なく（運くとも下請工事の着手前まで）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、そのまま度量で、変更に関する事項について、作成し提出すること。

⑨ 本工事の施工業者は、建設業退職金共済制度の趣旨をふまえ、この制度の活用に努めること。

10. 建設業法第26条及び同施行令第27条に規定する監理技術者については、指定建設業監理技術者資格者の交付を受けたものと看し、その工事現場の専任となるものとする。

11. 職業能力開発促進法の趣旨をふまえ、延べ面積3,000m²を超える工事には、技能士を常駐させるものとする。

・ 計算施設（配管工事）・建築設置工（ダクト製作及び取付け）

12. 設計図書に明記なき事項といえども、機能上、技術上必要と認められるものは監督員と協議のうえ、施工すること。

13. 受注者は、工事請負契約額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を「登録ための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内(土、日祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完結時は工事完成後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

また、登録完了後は、(一財)日本建設情報総合センターへ発行する「登録内容確認書」を、直ちに監督員に提出しなければならない。

14. 気象予報又是警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。なお、地震、大雨及び台風等が発生した場合は、直ちに工事現場の被災状況を調査し、被災の有無にかかわらずその状況を監督員に報告すること。

15. 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告し、適切に対応すること。

【低入札価格調査に基づく措置】

低入札価格調査基準未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。

16. 施工体制の強化

(1) 低入札価格調査の対象となった工事(以下「調査対象工事」という。)には、専任の主任技術者等を配置すること。

(2) 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完了した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要素を満たす技術者を専任で1人配置すること。

△ 65点未満の工事成績評定を通知された場合

イ 工事請負契約書に基づき修繕又は損傷賠償を請求された場合

ウ 品質管理・安全管理に關し、指名手配又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合

エ 自らに起因して工期を大幅に遅らせた場合

17. 監督体制の強化

(1) 受注者は、施工体制台帳を提出しその内容についてのヒアリングを求められた時は、これに応じなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に基づく計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められた時はこれに応じなければならない。

【工事施工】

工事現場での通行、運搬、掘削、舗装等の作業に当たっては、特に現場周辺の住民及び通行人の危険防止に万全の注意を払うとともに、夜間を問わず、十分なる安全対策を行い、事故の皆無を期すこと。また、工事現場周辺の側溝、その他の公共物の土砂やモルタル等の残料等で埋めさせないように特に注意すること。なお、埋めさせた場合は、運搬に受注者の責負に復旧すること。

【工事の施工現場の諸所等においては、火気責任者を定め、火気の取り扱いには十分注意すること。

20. 本工事の施工に当たって、支障物件を発見し、工事の進捗に影響があると思われる場合には、速やかに監督員に連絡し、互いに協議の後、監督員の指示により処理すること。なお、軽微なものについて、これに要する費用は受注者の負担とする。

【屋内に使用する材料】

21. ホルムアルデヒドを発散する資材を使用する場合、居室内は☆☆☆☆規格、居室へホルムアルデヒドが流入する恐れのある床下及び井戸裏は、F☆☆☆規格以上にそれぞれ適合すること。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得ること。

* 対象となる材料 木質建材(合板、木質フレーリング、パーティクルボード、MDF等)、壁紙、

ホルムアルデヒドを含む断熱材、保温材、接着剤、仕上げ塗料等

注: ドアガラリ等により遮蔽され、居室への流入が見込まれる箇所等は、居室と一体化とみなす。

22. クロルビリスホスを添加した材料でないこと。

23. 塗料は、ホルマリン不検出のもので、水性系のものとする。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く)ただし、有機溶剤系

塗料を使用する場合は、トルエンやキシリソの放散が極力小さいものとする。

【契約不適合担保責任】

24. 契約不適合担保責任(鹿児島市建設工事請負契約第41条)の確定な履行を図るため、受注者は、契約不適合担保責任期間の満了前に、受注者の責負で、契約不適合担保責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合担保責任検査の通知を受けた場合は、発注者の指定する方法により運びて、契約不適合担保責任検査の実施日及び報告書提出日の回答したうえで、契約不適合担保責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。

【火災保険等】

25. 請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工事期後満21日間(24時まで)とする。

○ 火災保険等(工事目的及び工事材料(支給材料を含む)等に生じる損害を補填)

○ 請負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補填)

保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。

【法定外労災保険の付保等】

26. 法定外労災保険の付保等

本工事において、受注者は法定外労災の労災保険に付さなければならぬ。

なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工事期後満21日間(24時まで)とする。

【監理技術者等の途中交代】

27. 監理技術者等の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、疾病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

(1) 受注者の責による理由により工事中止又は工事内容の大変更が発生し、工期が延長された場合。

(2) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場制作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。

28. 上記の場合にあっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

【監理技術者等の途中交代の試行について】

29. 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。

(1) 工程上一定の区切りと認められる時点とは品質管理、出来工程管理が必要な工事の施工が完了した時点とし、仮設橋の撤去、後片付け及び検査等を行う際には、監理技術者等の途中交代を認めることとする。

(2) 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工事等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者とする。

【施工初期保険の付保等】

30. 法定外労災保険の付保等

本工事においては、受注者は法定外労災の労災保険に付さなければならぬ。

なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工事期後満21日間(24時まで)とする。

【監理技術者等の使用】

31. 監理技術者等の使用

高さが2m以上の作業床がない場合、または作業床の端・開口部等で回り・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、堅落制止用器具の使用を講じること。

【前払金・中間前払】

32. 前払金・中間前払の請求ができる

・ 前払金の請求ができる

・ 中間前払の請求ができる

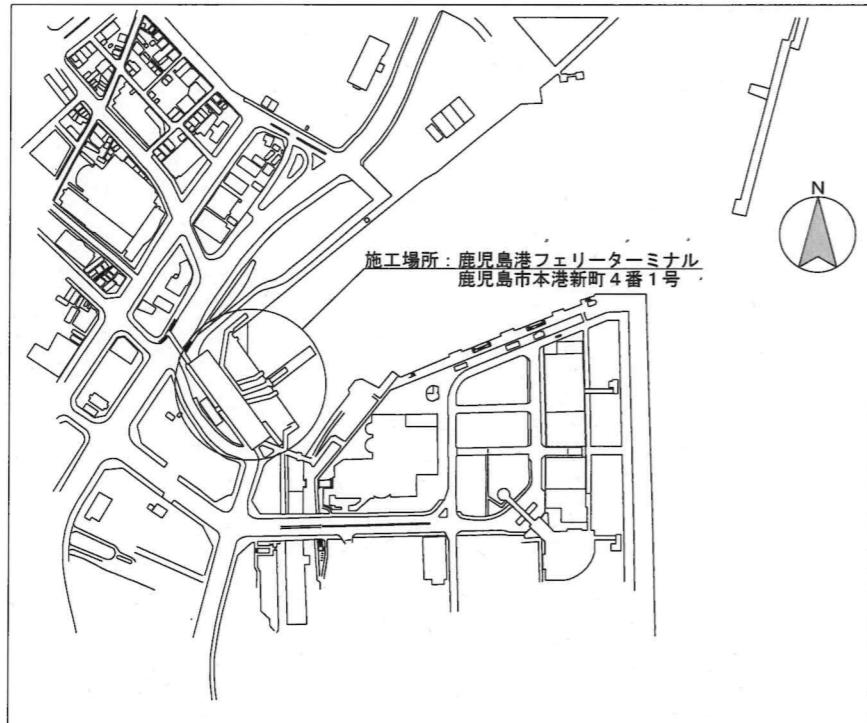
○ 前払金の請求ができる

○ 中間前払の請求ができる

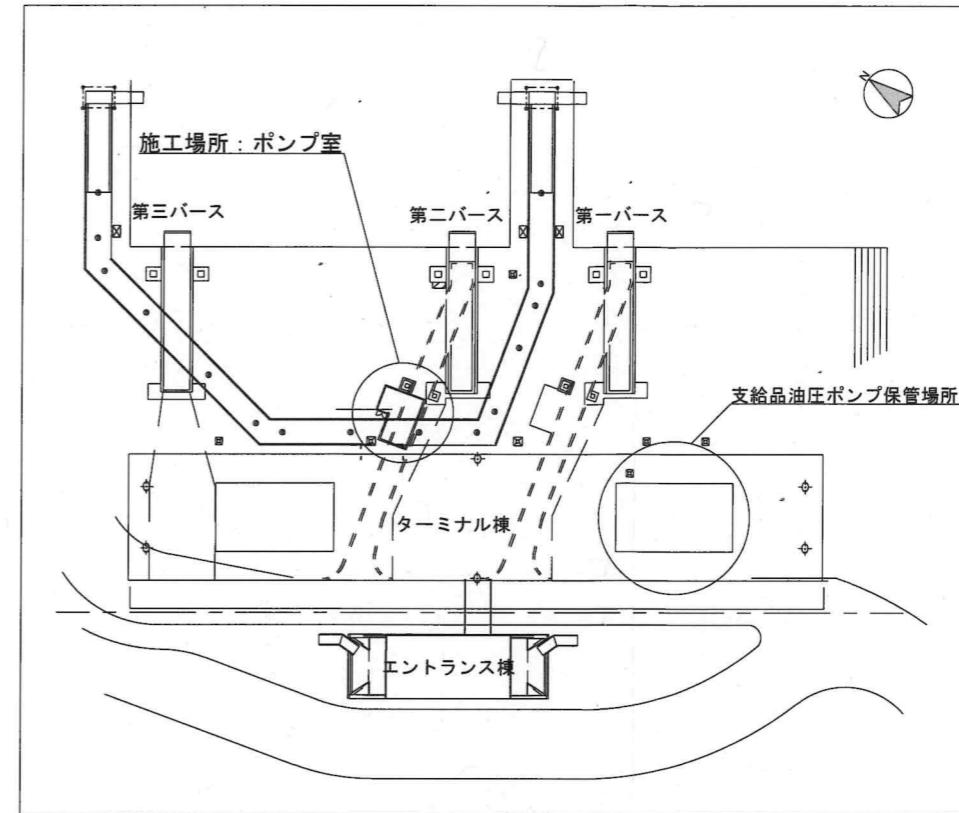
○ 前払金の請求ができる

</

石綿含有保温材等及び石綿含有成形板等除去特記事項		II. 石綿含有保温材等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		・ 石綿含有ダクトバッキンの撤去 ダクトの撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① ダクト切削に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に飛散抑制剤の塗布又はビニールテープ貼り等を施す。 ② ダクト切削は、フランジ部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ③ ダクト片側の切削終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施し、もう片側の切削を行う。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 撤去したフランジ付ダクトは、さらなる切断や破碎は行わず、撤去した原形のまま運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有成形品」であることを明示し、適正に処分すること。		IV. 石綿含有仕上塗材の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する									
I. 共通事項 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		1. 関係機関 協議・届出 法令等に基づき、撤去工事に必要な関係機関との協議及び届出を速やかに行うこと。(労働基準監督署、鹿児島市環境保全課等)		1. 撤去作業 ・ 石綿含有成形保温材付き配管の撤去 成形保温材付き配管の撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① 配管の切削に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。 ② ビニールシート等で成形保温材を包み、配管表面でテープ止めし、密閉する。 ③ 配管の切削は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 撤去した成形保温材付き配管は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で、特別管理産業廃棄物であることを表示し、横外搬出処理とする。 ② マニフェスト票の備考欄に「廃石綿」であることを明示し、適正に処分すること。		1. 撤去作業 ・ 石綿含有仕上塗材の撤去 石綿含有仕上塗材の撤去は、原則として飛散防止のために十分な集塵機能を有する電動工具を用いる方法とする。 (1) 撤去方法 ・ 穿孔 ① 十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用し穿孔すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ・ コア抜き (ダイヤモンドカッターによる) ① コア抜き(作業により影響を受ける石綿含有仕上塗材を撤去する。十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用しコア抜きすること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 回収した仕上塗材は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有仕上塗材」であることを明示し、適正に処分すること。									
① 石綿含有対象建材 本工事に係る石綿含有建材は次のとおりとする。 但し、事前調査を行い、新たに石綿含有が確認された場合や含有が疑われる場合は、速やかに監督員に報告を行い適切に処理すること。 石綿含有建材の有無 ・ 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> その他 () 石綿含有建材の種別 ・ 石綿含有保温材等 <input type="radio"/> 石綿含有成形板等 <input type="radio"/> 石綿含有仕上塗材 <table border="1"><tr><td>石綿含有建材</td><td>使用箇所</td></tr><tr><td>クリソタイト</td><td>外壁</td></tr><tr><td>クリソタイト</td><td>3F洋室天井材</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table>		石綿含有建材	使用箇所	クリソタイト	外壁	クリソタイト	3F洋室天井材			2. 撤去作業 ・ 石綿含有成形保温材付き配管の撤去 成形保温材付き配管の撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① 配管の切削に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。 ② ビニールシート等で成形保温材を包み、配管表面でテープ止めし、密閉する。 ③ 配管の切削は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ④ 撃去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 撃去した成形保温材付き配管は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で、特別管理産業廃棄物であることを表示し、横外搬出処理とする。 ② マニフェスト票の備考欄に「廃石綿」であることを明示し、適正に処分すること。		2. 撤去作業 ・ 石綿含有成形板等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する 		2. 撤去作業 ・ 石綿含有配管フランジ用バッキンの撤去 配管のフランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① 配管の切削は、フランジ部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ② 撃去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ① 撃去したフランジ付配管は、さらなる切断や破碎は行わず、撤去した原形のまま運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有成形品」であることを明示し、適正に処分すること。	
石綿含有建材	使用箇所														
クリソタイト	外壁														
クリソタイト	3F洋室天井材														
② 関係法令の遵守 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、労働安全衛生規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。 また国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の次の図書についても遵守すること。 (1) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (2) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (3) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (4) 建築物解体工事共通仕様書・同解説		3. 石綿含有成形板等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する 		3. 石綿含有成形板等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する 		3. 石綿含有成形板等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する 									
③ 事前調査 施工に先立ち改修、解体等の対象建材について石綿等を使用の状況を監督員に確認した上で事前調査を行うこと。なお、建築物及び令和8年1月以降に着工する工作物に係る事前調査は、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣及び環境大臣が定める者が行うこと。 また、法令に基づき速やかにその結果を鹿児島市環境保全課及び労働基準監督署に報告すること。報告は、原則として石綿事前調査報告システムから電子申請を行うこと。 さらに、監督員に書面で別途説明すること。 建築物の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所にあっては、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告及び説明を行うこと。		4. 施工計画 (1) 事前調査の結果に基づき、施工計画書(作業管理組織図、作業方法、掲示方法、産業廃棄物処理方法)を作成して監督員に提出すること。 (2) 施工計画にあたり、令和3年3月厚生労働省及び環境省作成「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び令和3年3月環境省作成「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」を参考すること。 (3) 作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないように留意すること。 (4) 使用器具・機械類等は、石綿含有建材の撤去等に必要で適切な工具・機器類等であること。		5. 揭示 (1) 大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示すること。 (2) 必要に応じて周辺住民等へ掲示等で周知すること。		6. 作業者 (1) 石綿障害予防規則に定める「石綿作業主任者」が作業管理者となり、その作業管理者の指示に従って作業すること。 (2) 作業者は、就業時に石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とすること。		7. 保管 (1) 現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずること。 (2) 保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行うこと。		8. 運搬 (1) 石綿含有建材の廃材を高所から移動する場合は、揚重機を使用して、高所より投下しないこと。 (2) 石綿含有建材の廃材の積積、積み込みに当たっては、廃棄物の積み替え移動回数を最小限にすること。 (3) 石綿含有建材の廃材の運搬車及び運搬容器は、当該建材等が飛散及び流出するおそれのないものとすること。 (4) 運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずること。		9. 後片付け (1) シート等により区画、隔離した場合において、作業に使用した工具、足場等は付着した石綿を除去した後、作業場へ持ち出すこと。 また、作業衣及び呼吸用保護具も、廃棄のために袋に入れた場合以外は、付着した石綿を除去した後、作業場外へ持ち出すこと。 (2) 区画、隔離養生に用いたシート等を再使用する際は、区画、養生を片付ける前に高性能真空掃除機等により付着した粉じんを除去すること。 (3) 区画、隔離等に用いたシート等を処分する際は、石綿繊維等粉じん付着面を内側にして折りたたんだ後に密封処理を行い、石綿含有建材同様の処理を行うこと。		10. 作業の結果の報告 除去作業が完了したときは、その結果を遅なく監督員へ書面で報告すること。	



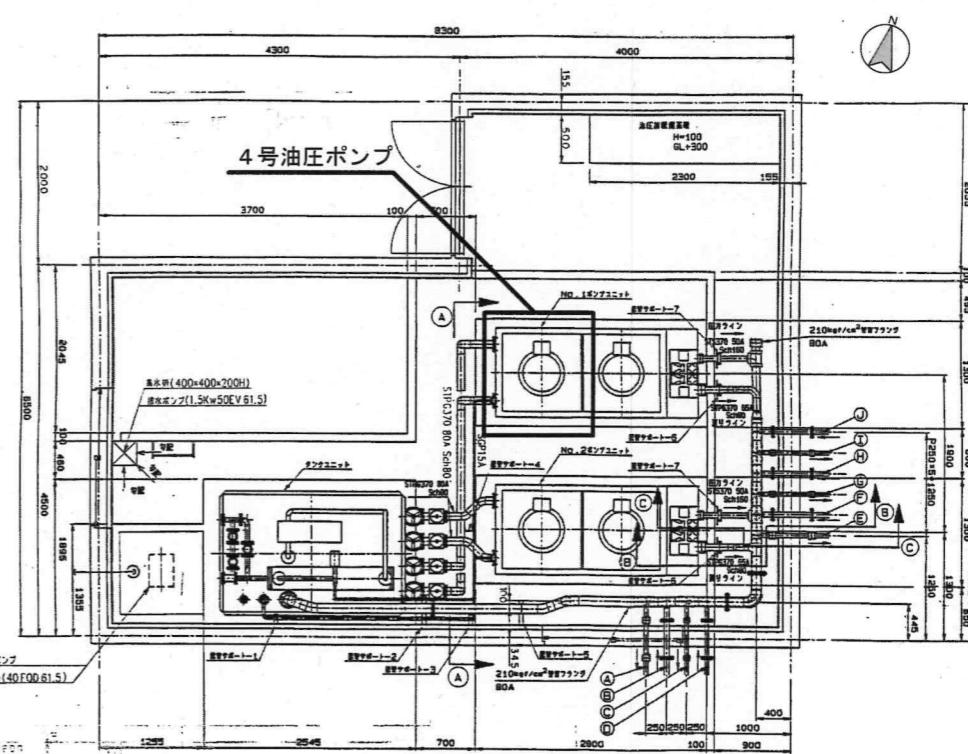
付近見取図



配置図

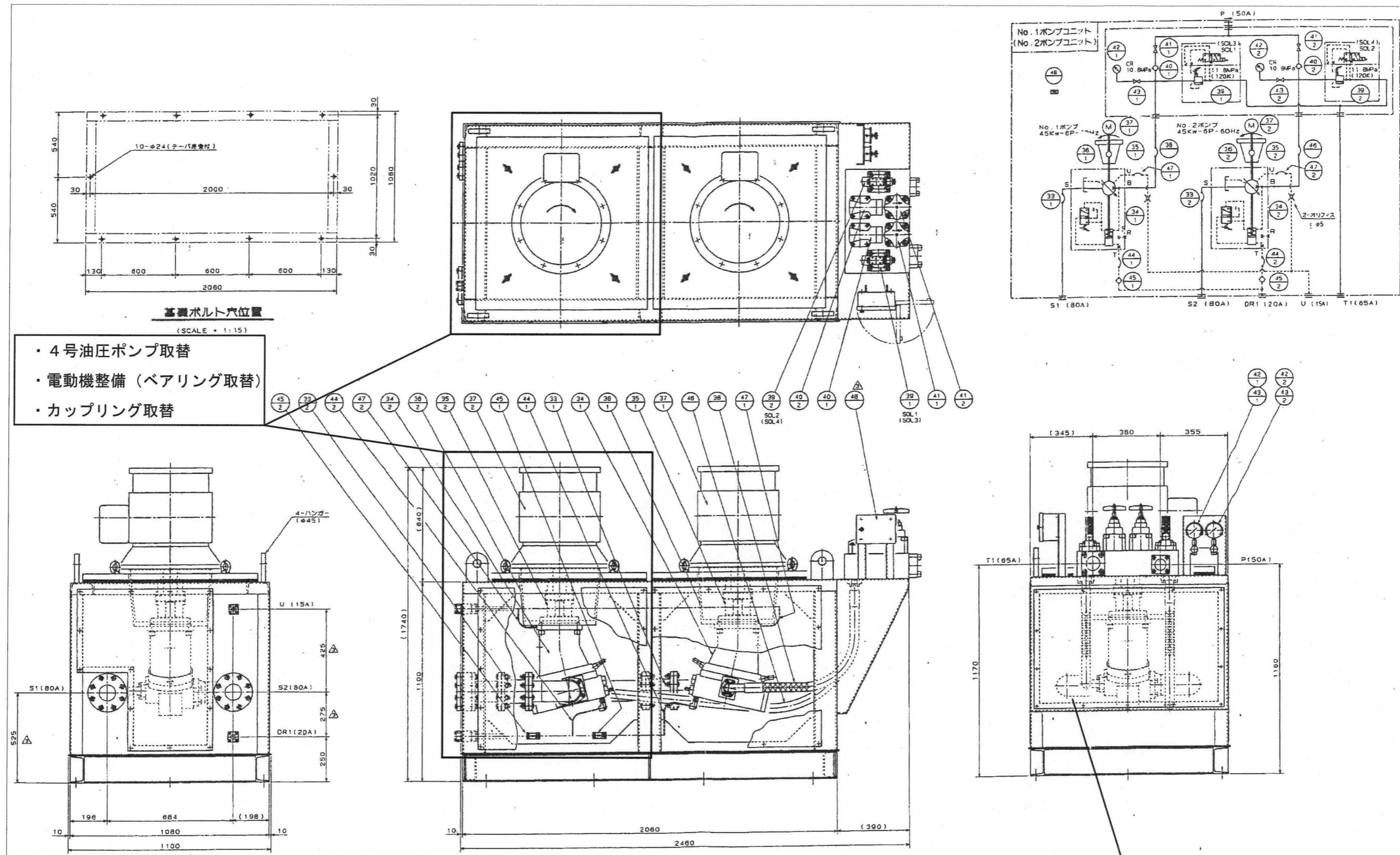
<特記事項>

1. 本工事着工前に現地調査を十分行い、施工要領を把握した上で施工計画書及び工程表を作成し監督員及び各関係機関の担当者の承諾を得た後、工事に着手のこと。
2. 工事期間中は安全作業に努めると共に火気にも十分注意して作業すること。
3. 工事期間中は粉塵等の発生にも十分留意し、養生を確實に行い作業すること。
4. 工事期間中に休日及び時間外作業をする場合、事前に担当者に連絡し承諾を得た後作業すること。
5. 工事期間中は施設運営に影響が出ないよう作業を行うこと。
6. 工事に伴い施設を停止する期間が最短となるよう工程を作成し、施設運営への影響を最小限とすること。



ポンプ室平面図

鹿児島港 4号油圧ポンプ整備工事			
付近見取図	配置図	No Scale	3
特記事項	ポンプ室平面図		
鹿児島市船舶局船舶運航課			全 4



油圧ポンプ詳細図

- ・フレキシブル継手、エルボ、
消耗品取替
 - ・吸込配管加工